

平成 27 年 9 月 2 日

保護者 様

久御山町教育委員会  
教育長 山本 悦三  
久御山町立久御山中学校  
校長 光島 正豪

### 学校管理下でケガをした際の医療費について

初秋の候 保護者の皆様には、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本町並びに本校教育の推進のためにご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、学校でケガをした際の医療費の支払について、裏面のと通りの扱いとします。

久御山町においては、子育て支援医療費受給者証等を発行し、保護者の皆様方のご負担の軽減を図っています。ただし、学校で発生した災害（登下校時を含む）に関しては、スポーツ振興センター災害共済給付制度を利用させていただきますようお願いいたします。

利用の際には、医療機関の窓口で、その旨を伝え、被保険者証による自己負担割合である 3 割をお支払ください。後日、学校からの手続きにより、給付金（自己負担割合 3 割分＋総医療費の 1 割分）が支給されます。

なお、医療費総額が少額でセンターから給付金が支払われない場合は、領収書を持参のうえ、久御山町国保医療課で医療費の請求を行うことで返金されます。

以上、お手数をおかけいたしますが、趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

## 学校管理下でケガをした際の医療費の請求方法について

